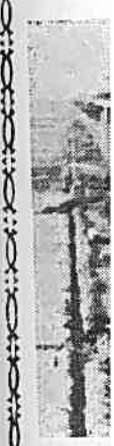


島田村、伝法村、今泉村、元山、対馬合併、また吉原町が合併、四月一日、大瀬村を編入合併、三月三十一日、四月一日には鞍馬郡、原村、須藤村、青永村、大瀬村、原田村はそれぞれ町として発、年を迫つてこの町は拡大され、原町の一部と旧浮島三地区を編

×
×
×



善しく困難な者、
④県内の他の市町村に住所を移し、引き続きそこに居住はして居るが、移動先の選挙人名簿にのつ

後七時から市民会館大ホール
で行ないます

正常化推進委員会が発足し、今後
の木材正常化と、申告面でもその
成果が期待されます。

いまだから、その時には市水
道課に届け下さい。

広報 よしわら

選挙特集
第27号
昭和38年1月20日

全世界配布



この一票

たのまれません すてません

県知事選挙

投票日は1月27日

一月二日県知事選挙の告示で明けた法目の一九六三年は、空前の選挙の年々になりそう！
投票日は一月二十七日にひかえた知事選、二月八日の市長選、四月の県議選、市議選また今秋
に解散がうわさされている衆議院議員選挙など「選挙年」としては一時も気をゆるがせない
緊張の年。殊に地方選挙は有権者もつとも身近な政治家を選出するだけにともすると感情的
なケンカになりやすい。公明選挙も知らない街の二つのかけがれにされてしまいます。せつかく
投じた一票も「義理と無責任」ではなんにもならず腐敗郷土の基盤をつくるものです。有権
者はハタタリや口約々にまどわされないで心底郷土につくづくくれる人に自分で考えた一
票を行使しましょう。

県知事選挙では県内に三カ月以上
居住し、かつ選挙権を有する者
に限り、投票権を行使する権利が
あります。これは昭和37年6月の
法律改正によって定められたもの
で従来は、たとえば吉原市から富
士市に転出たとき、富士市に三
カ月以上住んでいなければ選挙権
はなくなつてしまいました。しか
し改正法により同一都府県内で
住所を移動し、引き続き同一住
んでいれば選挙権はなくなりませ
ん。したがって現在居住している
市町村の補選選挙人名簿に登録さ
れないときは不在者投票もでき
るし、投票当日に前住していた市町村
にもつて投票することもできま
す。ただし、例えば富士市から富
士市に住所を移し、ついで吉
原市に転入したときは該当し
ません。

なお投票日に選挙人名簿に登録
されている市町村に戻つて投票す
るときは居住地の市町村長が発行
する証明書をもちて指定の投票所
にいかなくは投票できません。
有権者への投票所入場券は1月
13日ごろまでに届くよう配布して
あります。もし入場券が届いてい
ない方がありましたら選挙管理委
員会にお問合せください。また、
入場券を紛失した場合は投票当日
そのことを係員に申しれば入場
券は再交付されます。

そのほか代理投票もありません
身体の不都合や、字の書けない方
も投票所にきて、そのことを申し
て係員が代つて候補者の名前
を書いてくれますし間違いない書
いたが立ちあがり係員もいます。だ
れに投票したのか秘密はせつたい
に守られますから気軽に投票所に
おでかけください。

① 候補者でない者の氏名を書い
てある。
② 二人以上の候補者名を書いて
ある。
③ 候補者の他に記号や符号など
余分なことを書いてある。
④ どの候補者を書いたのか判断
しにくい。
このようなことばやめて、投票用
紙には候補者の名前を一人だけは
つきりと書いて下さい。

こんな投票
は無効です

選挙のたびにでてるのが無効
投票です。せつかく投票してもそ
れが無効投票では、あなたの意思
は反映せず、結局、棄権したと同
じことになりますから十分気をつ
けましょう。
無効投票には次のようなものが
あげられます。